

最終住所又は申請の時ににおける本籍		フリガナ名	生年月日	性別
最終住所 申請時の本籍				
登 録	年 月 日	経由領事官の名称 等	(国名等 )	
表示・表示 の 消 除  {理由及び} {その年月日}	年 月 日	在外選 挙人証 の交付	在外選挙人証 の交付番号	
	年 月 日		変更・再交付 年 月 日 (経由した領事官 ) 交付番号	
	年 月 日		変更・再交付 年 月 日 (経由した領事官 ) 交付番号	
	年 月 日		変更・再交付 年 月 日 (経由した領事官 ) 交付番号	
抹 消  {理由及び} {その年月日}	年 月 日	備 考		
本 籍			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           市(区)(町)(村)            選 挙 管 理            委 員 会 印         </div>	

#### 備考

- 1 「最終住所又は申請の時ににおける本籍」欄は、当該選挙人が最終住所地において登録される場合は「最終住所」を、申請時の本籍地において登録される場合は「申請時の本籍」を で囲み、最終住所又は申請時の本籍を記載しなければならない。
- 2 「表示・表示の消除」欄は、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 住民票が国内の市町村において新たに作成された者については、その旨及び年月日並びに住民票が作成された市区町村名
  - (2) 選挙権及び被選挙権を停止された者については、その旨及び停止期間
- 3 「抹消」欄は、法第30条の11に掲げるいずれかの事由に該当する場合に、その事由及びその年月日を記載しなければならない。

4 「在外選挙人証の交付」欄は、令第23条の7第6項の規定により在外選挙人証を交付した場合は「変更」を、令第23条の8第3項又は規則第11条の2第2項若しくは第12条の規定により在外選挙人証を交付した場合は「再交付」を で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を經由した領事官（規則第11条の2第2項の規定により交付した場合については、「帰国」とする。）を記載しなければならない。

また、令第23条の8第3項又は規則第11条の2第2項若しくは第12条の規定により在外選挙人証を再交付する場合は、在外選挙人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。

5 「本籍」欄は、現在の本籍（転籍があった場合は、転籍後の本籍）を記載しなければならない。

6 法第30条の10第2項の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

7 令第23条の2第1項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域ごとに指定在外選挙投票区を指定する場合は、「備考」欄に投票区名を記載しなければならない。

8 選挙管理委員会の印は、刷り込み式にしても差し支えない。